

令和3年度 新型コロナウイルス感染防止対策費用補助金 申請のご案内

<ななま〜るステッカー登録事業者対象>



<受付期間>

令和3年5月6日(木)から6月30日(水)【必着】

- 受付期間中であっても予定件数に達し次第終了します。
終了時は、区ホームページでお知らせいたします。
- 申請前に、FAXでの**予約申込**が必要です。
(受付期間前の申込は無効です。また、予約申込が無い場合は、受付できません)

<申請・問い合わせ先>

豊島区 文化商工部 生活産業課 補助金担当

〒171-8422

豊島区南池袋2-45-1 豊島区庁舎7F

電話:03-4566-2742 FAX:03-5992-7023



※様式のダウンロードは豊島区HPをご覧ください。

<https://www.city.toshima.lg.jp/122/2011120949.html>



新型コロナウイルス感染防止対策費用補助金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、店舗や事業所の改装や、感染予防のための物品購入などを行った経費の一部を補助します。

1. 制度概要

補助対象者	<p>以下の条件を全て満たしている者。</p> <ul style="list-style-type: none">■区内に本店または主たる事業所を有する中小企業等【注】または個人事業主であること。【注】次の①、②のいずれかを満たす法人①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、大企業が実質的に経営に参画していないこと②個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であるもの 例)医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等■区内で3か月以上継続して事業を営んでいること。■本補助金の申請段階において、「豊島区感染拡大防止対策推進登録制度」(ななま〜ステッカー)への登録を完了していること。■フランチャイズおよびそれに類する契約を締結して事業を営んでいないこと。■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではないこと。■風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業ではないこと。■直近の法人(個人)都民税、事業税を滞納していないこと。
補助要件	<ul style="list-style-type: none">■同一の事業者に対する補助金の交付は、令和3年度内で1回に限る。■同一の対策用品を対象として、豊島区および他の公的機関から同種の補助金等の交付を受けていないこと。■補助金を受けようとする事業者の親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員および社員を兼用している会社、代表者の三親等以内の親族が経営している会社等)との取引に要する経費ではないこと。
補助対象期間	令和3年1月8日(緊急事態宣言発令日)から5月31日までに支払いおよび設置が完了するもの
補助限度額	10万円 ※補助額2万円未満(補助対象経費が税抜2万5千円未満)は対象外です。
補助率	補助対象経費(税抜)の5分の4(千円未満端数は切り捨て)
受付期間	令和3年5月6日(木)から6月30日(水)必着 ※受付期間中であっても予約申込が予定件数に達し次第終了します。 終了時は、区ホームページでお知らせいたします。

◆新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等に基づき区内事業所に実施する、①～③の合算額を補助対象とします。

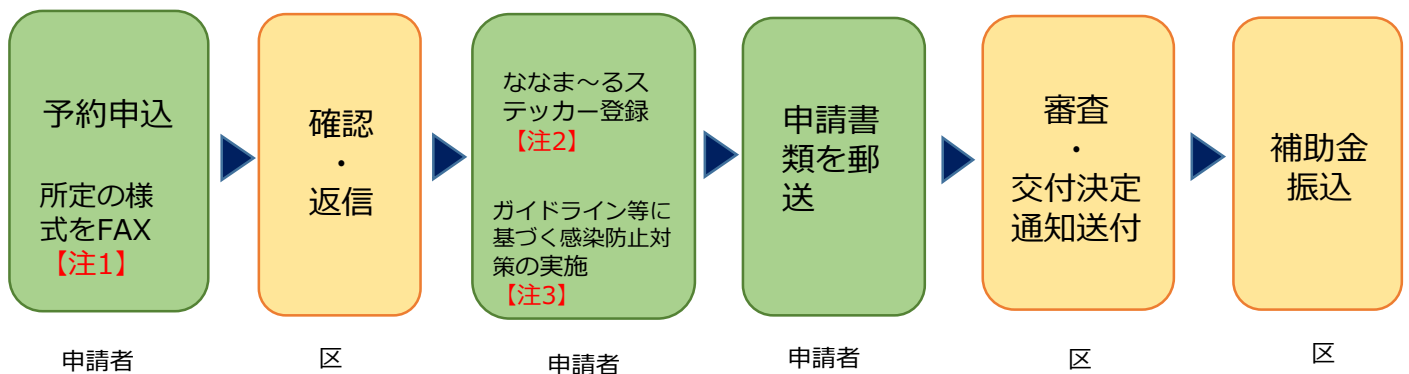
◆下記に記載がない場合も、参照したガイドライン等に具体的に明記されている経費は対象となる場合があります。

補助対象経費	<p>①店舗・事務所改装費 【例】換気扇設置、窓・扉設置、網戸設置、パーテーション設置、自動水栓設置、自動水栓・自動開閉トイレ設置、手洗い場の新設・増設、抗ウイルス機能付エアコン設置、テイクアウト専用カウンター設置 等 【対象外】老朽化に伴う設備改装費、通常の事業活動に必要な内装工事費 等</p>
	<p>②滅菌・消毒・換気・飛沫防止等の衛生環境改善品の購入費 【例】アクリル仕切板、サーモカメラ、非接触型体温計、CO2濃度測定器、紫外線照射機、サーキュレーター、空気清浄機、換気扇、加湿器、コイントレー、電子決済レジ(設置費用やシステム使用料は除く) 等 消耗品(マスク、消毒液、使い捨て手袋、石鹸、洗剤、ペーパータオル等) ※ただし消耗品は2万5千円を購入上限額とします。 【対象外】リース・レンタル料、送料・保険料・通信費等の間接経費、クーポン等の割引料、通常の事業活動に必要な購入経費</p>
	<p>③広告宣伝費 【例】感染症対策について周知する看板作成費、チラシデザイン費 等 【対象外】PR用ホームページの作成・改修費、郵便代 等</p>

■経費の支払いに関する注意事項

- ・フリマアプリやオークションサイトなどを通じた購入費は対象外です。
- ・法人の場合、役員や従業員等の個人名義で支払った経費は対象外です。個人の場合は、代表者名義に限ります。

2. 申請の流れ



【注1】 予約申込用書類は区ホームページからダウンロード可能です。

【注2】 「豊島区感染拡大防止対策推進登録制度」(ななま〜るステッカー)は、ホームページ・窓口にて申請可能です。お問い合わせ：文化観光課 観光交流グループ 電話03-3981-1316



【注3】 以下の感染拡大防止ガイドライン等を参考に対策を実施してください。

- ・「業種別ガイドライン」…内閣官房HP (<https://corona.go.jp>)
- ・「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～『新しい日常』の定着に向けて～」…東京都防災HP (<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007968.html>)

3. 申請書類

区からの予約申込返信後、レターパック等の記録が残る方法で郵送してください。

	法人	個人	入手先
1	郵送時チェックリスト		豊島区HP
2	補助金交付申請書(第1号様式) ※1		豊島区HP
3	直近の法人都民税・事業税の納税証明書の写し(非課税の場合は、非課税証明書の写し) ※2	直近の個人事業税の納税証明書の写し(非課税の場合は、直近の所得税確定申告書写し) ※2	都税事務所
4	履歴事項全部証明書の写し(発行3か月以内のもの) 本店登記地が区外の場合は、区内に主たる事業所があることがわかる書類 【例】 ・事業所の記載がある確定申告書の写し ・賃貸借契約書の写し ・営業許可証の写し など	豊島区内に主たる事業所があることがわかる書類 【例】 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し(受付印のあるもの) ・事業所の記載がある確定申告書の写し ・賃貸借契約書の写し ・営業許可証の写し など	法務局 他
5	補助対象経費の支払および内訳が確認できる書類(コピー可) ※3		—
	現金払い	領収書またはレシート (以下のとおり宛名書きがあるもの) 法人:会社名または代表取締役名のみ有効 個人:屋号または個人事業主名のみ有効	
	振込払い	ご利用明細票 振込依頼書 通帳の該当箇所の写し 等	
	ネットバンキング支払	入出金明細照会、実行結果 等 (申請者と取引相手の名称、取引金額がわかるもの)	
	クレジットカード支払 ※4	利用明細またはWEB明細、領収書 等	
	PayPayなどモバイル決済での支払	領収書またはレシート (以下のとおり宛名書きがあるもの) 法人:会社名または代表取締役名のみ有効 個人:屋号または個人事業主名のみ有効	
6	返信用封筒(申請者の住所・氏名を記載し84円切手を貼付した、長形3号サイズ)		—

◆申請時の注意点◆

内容を修正する場合は、訂正印をお願いします。修正液は使用しないでください。

- ※1 代表者印を2か所押印してください(社印は不可)。
- ※2 「領収証書」ではありません。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収(納税)猶予を受けている場合は、徴収(納税)猶予許可通知等の写しを提出してください。
- ※3 法人の場合、役員や従業員等の個人名義で支払った経費は対象外です。個人の場合は、代表者名義に限ります。
- ※4 法人の場合は会社名または代表取締役名、個人の場合は屋号または個人事業主名のカードのみ有効です。